災害関連死事例収集

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)付

災害弔慰金の支給について

- (1) 実施主体 市町村(特別区を含む)
- (2) 対象災害 自然災害
 - 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合 の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
 - イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹

(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

- (4) 支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
 - イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5)費用負担 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(抄)

(災害弔慰金の支給)

- 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める<u>災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡</u>した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。
- 2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。
- 3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり500万円を超えない範囲内で死亡 者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内と する。

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(抄)

(災害による死亡の推定)

第4条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、<u>当該災害のやんだ後</u> 3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用 については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第5条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は 重大な過失によるものである場合<u>その他これを支給することが不適当と</u> 認められる政令で定める場合には、支給しない。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第 374号)(抄)

(法第5条に規定する政令で定める場合)

第2条 法第5条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者 が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる 給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。

災害 中慰金の支給が行われる災害の範囲等(平成25年内閣府告示第230号)(抄)

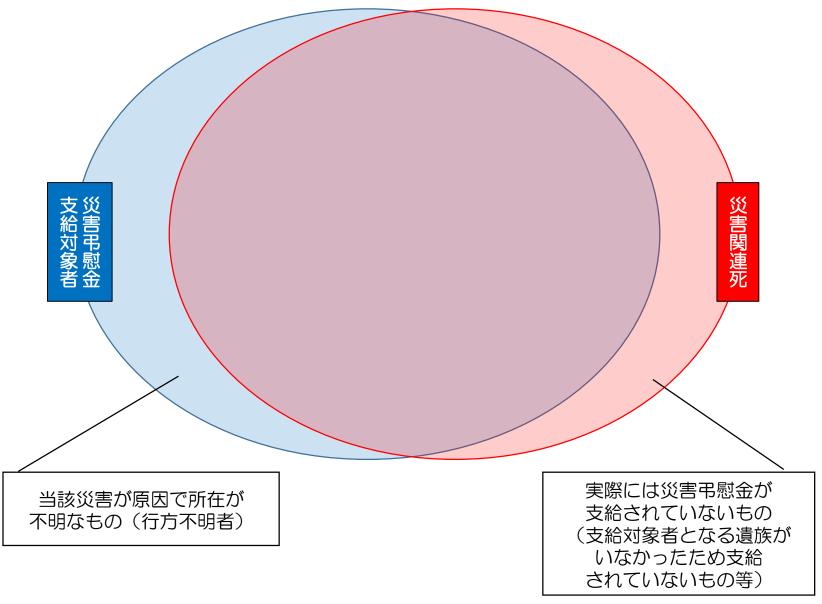
- (3) 令第2条に規定する内閣総理大臣が定める給付金は、次の各号に 掲げるものとする。
 - イ 災害救助法第12条の規定により支給される扶助金
 - ロ 警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)第4条の規 定により支給される賞じゅつ金
 - ハ 消防表彰規定(昭和37年消防庁告示第1号)第5条の規定により 支給される賞じゅつ金
 - 二 賞じゅつ金に関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第15条)第2条の 規定により支給される賞じゅつ金

災害関連死の定義について

災害関連死を減らすためにも、まずは、その数を把握することが重要であると認識し、その前提となる災害関連死の定義を以下のとおりとし、平成31年4月に関係省庁で共有するとともに、自治体に周知したところ。

〇災害関連死: 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)

災害関連死



災害弔慰金支給審査委員会における委員構成等

阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震の際に設置された災害弔慰金の支給審査委員会等は概ね下記のとおり。

- ○委員の総数は4~7人
- 〇委員構成職種等
 - ①医師(1~4人) 診療科目例:内科、外科、精神科、整形外科、 司法監察医
 - ②弁護士(1~3人)
 - ③市職員(1人)担当部長当
 - **4**その他
 - 大学教授等
 - 医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護·防災部防災課応急対策室長

災害関連死の数の把握について

今般、内閣府において、以下のとおり災害関連死が定義され、各都道府県災害弔慰 金担当部 (局) 長に対して「災害関連死の定義について (平成 31 年4月3日付事務 直絡)」(別添1)が発出されました。 また、内閣府から当庁に対し、平成31年度以降に発生した災害における災害関連 死の数を把握するよう、「災害関連死の数の把握について(依頼)(平成31年4月8 日付府政防第534号)」(別添2)により依頼がありました。

今般の定義付けにより、「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用 (平 (昭和45年4月10日付消防防第246号)」等を これまで同様、死者の数を報告いただくととも に、死者の内数となる災害関連死の数も報告いただく予定としておりますことをお知 成 24 年 3 月 9 日付消防応第 49 号)」1 (1) イの範囲に変更が生じるものではあり ませんが、今後、「災害報告取扱要領 改正し、被害状況等の報告に際して、 らせいたします。

貴都道所県内の市町村に対しましてもこの旨周知されますようお願いいたします。

○ 災害関連死の定義

災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されて 9 死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病によ いないものも含めるが、当核災害が原因で所在が不明なものは除く。)

相当

応急対策室:濱田・中尾・小原・大場

電話: 03-5253-7527 FAX: 03-5253-7537 事務連絡平成31年4月3日

各都道府県 災害弔慰金担当部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)

災害関連死の定義について

このことを踏まえ、現状では、災害弔慰金支給対象者のうち、「死者」「行方不明者」の人数 を把握するための資料を送付いただきましたが、今後は、災害関連死の数を把握できるよう に、災害弔慰金等国庫負担金交付要綱を改正する予定でありますことをあらかじめ申し添え 災害関連死の定義について、以下のとおり定義を行いましたので、お知らせいたします。

大変恐縮ですが、管内市町村にもこの内容をご連絡いただきますよう、お願いいたします。

○災害関連死:当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病 に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金 が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付

祖計:石田

TEL: 03-3501-5191

府政防第534号 平成31年4月8日

消防庁国民保護·防災部防災課応急対策室長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付<mark>6500</mark>参事官(被災者行政担当)。 8章官(被災者行政担当)。

災害関連死の数の把握について(依頼)

お知らせいたしま 当府において以下のとおり定義いたしましたので、 災害関連死に関し、 つきましては、平成31年度以降に発生した災害に関して、貴庁において災害関連死の数を 把握いただきますようお願いいたします。

〇 災害関連死の定義

し、災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年法律第 82 号) に基づき災害が原因で 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡 死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含める が、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)付

担当:石田

TEL: 03-3501-5191

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用(改正平成31年消防応第29号)(抄)

- 1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
- (1) 死者の扱いについて 以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するも のを災害関連死として計上する。
 - ア 死体を確認したもの(身元不明のものも含む。)
 - イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(以下「弔慰金法」という。)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)

(2) (略)

- 2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
 - (1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア~ウ (略)

エ <u>当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡し</u> たと推定されるもの

才~力 (略)

(2) (略)

東日本大震災に係る関連死等の調査について(復興庁)

○関連死による死者

東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的 負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認 められたもの(実際には災害弔意金が支給されていないものも含 めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。) (消防庁 通知 1 (1) イに該当する方)

※内閣府が定義する「災害関連死」(平成31年4月3日付事務連絡「災害関連死の定義について」)と本調査における「関連死による死者」は同義であり、これまでの調査方法から変更はない。

- 補足① 定義では、「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」とあるが、どのように判断するのか。
 - ⇒災害による死亡であるかどうかは、いわゆる相当の因果関係により判断するものである。 なお、災害による死亡は即時のみに限定されるものでなく、負傷 しその負傷が原因で療養中に死亡した場合も含まれる。
- 補足② 定義では、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における 身体的負担による疾病により死亡」とあるが、避難生活等における 身体的負担による疾病を苦に精神的に追い込まれて自殺した場合は、 含まれないのか。
 - ⇒避難生活等における身体的負担によるものであれば、精神疾患に よる自殺も含まれるものである。

- 補足③ 「実際には災害弔慰金が支給されていないものも含める」場合の事例としてはどのようなものがあるのか。
 - ⇒1 夫婦関係が実際には破たんしているなど受給対象でないことが 認定後に分かって災害弔慰金が支払われなかったケース。
 - ※市町村への申請時には遺族がおり、災害による死亡と認められたものの、弔慰金を支払うまでに遺族がいなくなってしまった場合もあり得る。
 - 2 直接死ではなく、災害に関連して消防団員等が亡くなり、その 遺族が、(賞じゅつ金をもらうことも視野に入れて)市町村に 申請して認定されたケース。
 - ※賞じゅつ金が支払われた場合には、災害弔慰金は支払われないことになっている。

- 補足④ 定義では、「当該災害が原因で所在が不明なものは除く。」としているのはどうしてか。
 - ⇒当該災害が原因で3カ月間所在が不明なものについては、当該災害によって死亡したものと推定されるため、定義に記載している「災害が原因で死亡したと認められるもの」に該当するが、従来から死者ではなく行方不明者としてカウントしているため、災害関連死から除くこととした。
- - ⇒弔慰金の支給の対象となる遺族以外の方が、災害関連死の判定をして欲しい旨、依頼があった場合には、審査会等を開いて災害関連死の判断をするかどうかは、従来どおり自治体のご判断である。なお、今後、内閣府としても、災害関連死の数を把握していこうと考えており、審査会等で審査いただいた結果についても、報告いただくことを検討中である。

- 補足⑥ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担により 死亡した、同居や生計を同一にしていない兄弟姉妹等についても、災害 弔慰金の支給等に関する法律に基づくものではなく自治体が独自にいわ ゆる弔慰金を支給した場合は、災害関連死になるのか。
 - ⇒災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したもの と認められるものではないため、災害関連死ではない。
- 補足⑦ 被災地で活動するボランティアが、熱中症などで亡くなった場合に、 災害関連死になる可能性はあるのか。
 - ⇒災害関連死の認定は、死亡の原因が災害に関連するものであるかどうかについて、市町村がいわゆる相当の因果関係により判断するため、災害の種類や被災者の状況等によって異なるものと考えている。災害による疲労で熱中症になり、心筋梗塞で亡くなった住民を災害関連死と認めた例は承知しているが、被災地で活動するボランティアが熱中症などで亡くなった場合に災害関連死と認めた例は承知していないところ。

平成24年8月21日 復 興 庁

震災関連死の原因として市町村から報告があった事例

市町村からの提供資料(死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された 経緯書等)を基に、復興庁において、主な情報を原因区分別に整理したもの。

1-19所記の機能停止にある初別活験の連れしから (0系列の病院に機送依頼するが断られた。過酷な寒さと食事困難、治療も受ける (0系列の病院に機送依頼したが断られる。 (0系列の病院に機送依頼したが断られる。 (0条列の病院に機送依頼したが断られる。 (0条列の病院に機力ないないため、音を表しるように置われた。 (0条列の病院ないたがないため、自宅で様子を見るように置われた。 (0条列の病院が一度を診験を放けないため、自宅で様子を見るように置われた。 (0条列の機能停止(転院を含むいないため、自宅で様子を見るように置われた。 (0条列の機能停止(転院を含むいないため、音できなかった。 (0条列の機能停止(転院を含むいない状態できなくない、各自病院を探すように置われた。 (0条列の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪(15%) (0条の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪(15%) (0条の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪(15%) (0条の場合の場合の場合のできないない。 (0条の場合の場合の場合のできないった。 (0を表すの到着が遅く、点海も糸膜の危険がら外される状況。 (0を表すの到着が遅く、道ががたつき混んでいた。 (0を表すの到着が遅く、道ががたつき混んでいた。 (0を表すの)(0をできず。 (0を)(0を)(0を)(0を)(0を)(0を)(0を)(0を)(0を)(0を)	震災関連先の原因として市町村から戦争があった事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	#
	2455。 ②病院へ何度も診察を依頼したが断られる。
W X	③震災後は入院していた病院の床に襲かされていた。その後避難所に移送され、医療行為を受けられなかった。
(A)	④救急車を呼んだが医者がいないため自宅で様子を見るように置われた。
(A) (M)	⑤病院が7日間孤立し、電気、水道、食糧、着替えの衣服もなかった。
TAX III	100 P
N	(1)病院職員がほとんど緊急避難してしまい、適切な治療を受けられない状況に隔った。
K	(2)を護師の手が回らず、適切な処置ができなかった。
TAX	③かかりつけの病院は治療ができなくなり、各自病院を探すように言われた。
K K	④転院前の病院のカルテがない状態で看護を受けた。
KX III	⑤ライフラインが停止したため、適切な処置ができなかった。
X R	⑥震災後は食事もままならず、点滴も余蔑の危険から外される状況。
in the second se	
	①ガンリンがなく病院に行けなかった。
	②教急車を呼んだが、ガソリンがなく自力で運ぶよう要請があった。
Mark Comment of the C	(3)道路の決議等で対影できず。
Mark Mark	(少数の単の到値が)違い、道がが行うが強くでいた。 (の翻巻まなく 翻禁手したがにす。 や漢 手助きたい か 医静様 題をの参談 がた)
OR OR	はかった。
max .	
	①避難した病院から2週間で別の病院へ転院させられた。
	②胃ろう、寝たきりの人が、パスで8時間かけて避難した。
nier,	③座ったままの長時間の移動で心身ともにストレス衰弱。
nink.	④避難先が決まらず玄関先で長時間待機。
and the same of th	
①治たい床の上に薄い毛布1枚を敷く。 ②避難所の出入口付近にいたため足元のホコリにより不衛生な環境だった。 ③寒いため布団の中にいることが多くなった。体も動かなくなり、食事も水分らなくなってきた。 らなくなってきた。 ④濡れた衣服のまま15日まで過ごした。 ⑤避難先の自治体の質質住宅に入居。夏は避難元よりかなり暑く感じられ、 力も落ち、食飲もなくなって、腎臓が機能していないことが分かった。 原配給けまれたが、毎晩から柔らかいものを誇合していたので、砂食できる。	***
(2)避難所の出入口付近にいたため足元のホコリにより不衛生な環境だった。 (3)寒いため布団の中にいることが多くなった。体も動かなくなり、食事も水分らなくなってきた。 (4)離れた衣服のまま15日まで過ごした。 (5)離れた衣服のまま15日まで過ごした。 (5)避難先の自治体の質質住宅に入居。夏は避難元よりかなり暑く惡じられ、 力も落ち、食欲もなくなって、腎臓が機能していないことが分かった。 (6)配発けされたが、神殿かに多らかいものを終金していたので、終金できる。	①冷たい床の上に薄い毛布1枚を敷く。
る寒いたのも回の中にいることが多くなった。体も刺がなくなり、良争も水がらなくなってきた。 もなくなってきた。 ④濡れた衣服のまま15日まで過ごした。 ⑤避難先の自治体の質質住宅に入居。夏は避難元よりかなり暑く感じられ、 力も落ち、食欲もなくなって、腎臓が機能していないことが分かった。 係配発けまれたが、毎晩から奉らかいまの多数をしていたので、数食できる。	②避難所の出入口付近にいたため足元のホコリにより不衛生な環境だった。
④灌れた衣服のまま15日まで過ごした。⑤避難先の自治体の質質住宅に入居。更は避難元よりかなり署く駆じられ、力も落ち、食欲もなくなって、腎臓が機能していないことが分かった。⑥配給けまれたが、華島から奉らかいまの多数を1 アルナので 砂食できる。	②豪して206年回のチニこのころであくなした。そも思いらくなり、収争も大ども見なれてなったす。
⑤避難先の自治体の質質住宅に入居。更は避難元よりかなり暑く感じられ、 力も落ち、食欲もなくなって、腎臓が機能していないことが分かった。 高部終けされたが、華殿から奉られいものを飲食していたので、飲食できる	①濡れた衣服のまま15日まで過ごした。
に思想によれて、神野と、神のと、十のを動像」というのと	⑤避難先の自治体の質質住宅に入居。更は避難元よりかなり暑く感じられ、体力主義な、食物まなくなって、整礎が締命していたい。アがなかった。
のではなった。 Trix このよう なっこう のうり はくは ひょうこう こうがく しゅうしょう アンプレナンナー	⑥配給はされたが、普段から柔らかいものを飲食していたので、飲食できる量が かなかった
フ票が バニ フ票的状の薬しか飲めないのに粒状の薬を処方されていた。	フ票的 バニー フ票的 がいかんないのに 地状の 薬を処方されていた。
(8)断水でトイレを心配し、水分を控えた。	(8)断水でトイレを心配し、水分を控えた。

五 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	⑤地震により、ケアセンターの2階痕室ベッドより、1階フロアに集められ過ごした。	に無められ過じして
位旅館に二次避難後、定期的な運動をしなくなり、テレビを スだらけの生活になった。 (()) (()) (()) (()) (()) (()) (()) (()	び。 ①足が悪くて1階を希望したのに入居したのは4階で不自由を訴	き訴えていた。
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	① 旅館に二次選業後、定期的な運動をしなくなり、テレビを見て スだらけの年法になった。	しているだけのストレ
(①家族とは別の避難生活で心細くなった。 (⑤環境が変わり、心身ともに着しストレス。 (⑤環境が変わり、心身ともに着しいストレス。 (⑥環境が変わり、心身ともに着しいストレス。 (⑥、大力など生活環境が精神的負担となり、不眠行動、 (⑥、大力など生活環境が精神的負担となり、不眠行動、 (⑥、大力などとでは、大力な、大力な一も訪問者護師もこれな。 (⑥、大力ないない。 (⑥、大力ないない。)。 (⑥、大力ないない。)。 (⑥、大力ないない。)。 (⑥、大力ないない。)。 (⑥、大力ないない。)。 (⑥、大力	個知らない場所、人の中での生活。	
 ⑥環境が変わり、心身ともに著しいストレス。 ⑥環境が変わり、心身ともに著しいストレス。 ⑥、精神薬を投与するが改善無し。 ⑪、持神薬を投与するが改善無し。 ⑪、持神薬を投与するが改善無し。 ⑪、持神薬を投与するが改善無し。 ⑪、持神薬を投与するが改善無し。 ⑪、持神薬を投与するが改善無し。 ⑪、持神薬を投与するが改善無し。 ⑰、養していたが、ヘルパーも訪問看護師もたな。 ⑰、養していたが、ヘルパーも訪問看護師もたなった。 ⑰、養児、中央のストレスによる肉体・精神的疲労(2%) ⑥、東京によりが多とが、一般の変素を心配し、生存者を捜索して人を含む遺体のみ。 ⑥、東京、中によりな事を発しているので変。 ⑥、東京、中によりの様・精神的変労(2%) ⑥、東京、大が書によりの事をもに著しいるといるでは、東が1週間のに著しいるといるできない。 ⑥、東京、大が書によりの事をもは、一般の変素を心配をできなくなり、心身とも(3)環境の医師・看護師等が患者との面会もできなくなり、心身とも(4)のに著しいらずが第により家族との面会もできなくなり、心身とも(4)ので、有したりで変化をのままさせられ、自宅に連れて行ったが、親戚宅に避りの活動。 ⑥、東京、北京、中央・自宅に連れて行ったが、親戚宅に選りの活動。 ⑥、東京、北京、東京、中央・「金のは、カロリー性下による体力の低の通常を過去させられ、自宅に連れて行ったが、親戚宅に選合を通りを登別の支援がなく、カロリー性下による体力の低高機能をの薬入手困難。 ⑥、通常、でん、吸引の機械が使えない。 ⑥、通常、でん、吸引の機械が使えない。 ⑥、通常、でん、吸引の機械が使えない。 ⑥、通常、でん、吸引の機械が使えない。 ⑥、通常、でん、吸引の機様が使えない。 ⑥、通常、でん、吸引の変化を過去を付けるを認りままがにのまれ体調でしまるを見りにある。 ⑧ は、まをの変しまるを見りにある。 ⑧ は、まをの変しまるを見りにある。 ⑥ は、まをの変しまるを見りにある。 ⑥ は、まをの変しまるを見りにある。 ⑥ は、まをは、カロリーは下によるはカロとに、カロリーは下によるによりにないましますが、カロリーは下によるは、カロリーは下によるによりにはないましますが、カロリーはではである。 ⑥ は、まをは、カロリーに、カロリーは、カロリーには、カロリーは、カロリーには	①家族とは別の避難生活で心細くなった。	
 ⑥集団生活など生活環境が精神的負担となり、不眠行動、め、精神薬を投与するが改善無し。 ⑪在宅介護をしていたが、ヘルパーも訪問看護師もこれないで宅介護をしていたが、ヘルパーも訪問看護師もこれないで宅介護をしていたが、ヘルパーも訪問看護師もこれないで宅介護を見ていたが、ヘルパーも訪問看護師もこれないるとのできる。 ⑩病院は閉鎖の為自宅で療養を続ける。 ⑩病院は閉鎖の為自宅で療養を続ける。 ⑩素院所がないことへの不安。 ②震災映像を見ての悲しみや不安感がストレスとなった。この最が破りましたが何いと言ってはいらなかった。この素内によびえてでいた。 ⑥を育む遺体のみ。 ⑥を育む遺体のみ。 ⑥を育む遺体のみ。 ⑥を育む遺体のみ。 ⑥を育む遺体のみ。 ⑥を育む遺体のみ。 ⑥を育むを見たが何いと言ってはいらなかった。この発しはあれたながをでしているかの不安、今後の家族を心配してつける意味を付しましているが、ときないない。 ⑥原行したの方を受けた。 ⑥原行の医療・養養師等が患者を放置し避難し、妻がい題を行るの事をしたが、ことは、このはでいる事の、ときには、ことが、ときないなり、できなくなり、心身とものでは、のででしまい、ときに、また。 ⑥を退去させられ、自宅に連れて行ったが、親戚宅に選びの活動のための治療中断。 ②を過去させられ、自宅に連れて行ったが、親戚宅に運むの活動のための治療中断。 ⑥を退去させられ、自宅に連れて行ったが、親戚宅に運びの確定を過去させられ、自宅に連れて行ったが、親戚宅に避らでた必要引の機械が使えない。 ⑥極院生をの薬入手困難。 ⑥通院生でた必要引の機械が使えない。 ⑥通院生でた必要引の機械が使えない。 ⑥通院生でをの薬入手困難。 ⑥通院生でを必要といる意とはを解したる解説のままがはのまれ体闘不らにある。 ⑩達ちいきたれば聞不らに、 ⑩達はいきの減少による自和とを能。 ⑩達だにのまれ体闘不良に。 ⑩津焼にのまれ体闘不良に、 ⑩津焼にのまれ体闘不良に。 ⑩津焼にのまれ体闘不良に、 ⑩海波にのまれ体闘不良に、 ⑩海波にしまれる解した。 	⑥環境が変わり、心身ともに著しいストレス。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	は団生活など生活環境が精神的負担となり、不眠行動、 精神薬を投与するが改善無し。	よん妄の症状が出ぬ
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	①在宅介護をしていたが、ヘルパーも訪問看護師もこれなくなっ	なった。
対して	⑥病院は閉鎖の為自宅で療養を続ける。	
W W	4-1地震・津波のストレスによる肉体・精神的疲労(8%)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	○配の後野がない(Iのくのイダ。 の第念は名を記して表し、マトビ語は1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・	
We will be a second of the sec	◎ 放火吹吹を払いの添しないた女物がストア人Cなりた。◎ 今朝ア聯場のほどんプの画棒が停止。 4 体帯を排換しても、	、確認したのは知
	人を含む遺体のみ。	
E W	④日中はがれき撤去作業を行い、過労と栄養不足で倒れた。 洋	。津波のストレスと
秦 中	ショックにより精神的に不安定になった。	The state of the state of the state of
The state of the s	こばいらなかった。	日間か辺に磨り巻の
Wales to the state of the state	4-2原発事故による肉体・精神的疲労(2%)	
W W W	①寒さと地震の恐怖におびえていた。原発の不安も。	
W The second	②原子力災害により心身ともに着しいストレスを受けた。	
Was a series of the series of	③環境の変化、放射能の不安、今後の家族を心配しつつ体調別	酮悪化。
W W	(4)病院の医師・看護師等が患者を放置し避難し、妻が1週間近に第1135mがを毎日す。	近く放置され、精神
一种 一种	のにもしい・ノコンノ名文ニノニ。 (小国 フナ ※ 母子 トニ番井 コイ語 今年 トナーコー	
Walter	○原 十 2 以前 1 より 条 係 Cの国 我 も できないより、 むが Cも 1 人 2 を 1 参 型・ 数 職 子 豊 第 の 後 後 (0.1%)	イトレイを対けた。
White telephone	「①震災後から、捜索活動、夜間パトロール、ガレキ処理を行って	っていた(消防団等
Maria	の活動)。	
①移動のための治療中断。 ②施設を退去させられ、自宅に連れて行ったが、認知症であるため夜、外に出て しまい、死亡。 ③屋内避難指示により施設から退所を促され、親戚宅に避難。 ④介護施設で、停電のため透析を受けられなかった。 ⑤通院先での薬入手困難。 ⑦経管栄養剤の支援がなく、カロリ一低下による体力の低下。 ⑧見舞い客の減少による刺激の低下。 ⑧津波にのまれ体調不良に。 ⑩津波にのまれ体調不良に。	6-1その他(11%)	100 S (00)
②施設を退去させられ、自宅に連れて行ったが、認知症であるため夜、外に出て しまい、死亡。 ③屋内避難指示により施設から退所を促され、親戚宅に避難。 ④介護施設で、停電のため透析を受けられなかった。 ⑤停電でたん吸引の機械が使えない。 ⑥通院先での薬入手困難。 ⑦経管栄養剤の支援がなく、カロリ一低下による体力の低下。 ⑧見舞い客の減少による刺激の低下。 ⑧津波にのまれ体調不良に。	①移動のための治療中断。	
(3)屋内避難指示により施設から退所を促され、親戚宅に避難。 (4)介護施設で、停電のため透析を受けられなかった。 (5)停電でたん吸引の機械が使えない。 (6)通院先での薬入手困難。 (7)経管栄養剤の支援がなく、カロリー低下による体力の低下。 (8)見舞い客の減少による刺激の低下。 (9)津波にのまれ体調不良に。 (1)確%にしまる相かな能。	②施設を退去させられ、自宅に連れて行ったが、認知症である」 ま1、 夢亡	るため夜、外に出っ
 ④介護施設で、停電のため透析を受けられなかった。 ⑤停電でたん吸引の機械が使えない。 ⑥通院先での薬入手困難。 ⑦経管栄養剤の支援がなく、カロリー低下による体力の低下。 ⑧見舞い客の減少による刺激の低下。 ⑨津波にのまれ体調不良に。 ⑩津波にのまれ体調不良に。 	③屋内避難指示により施設から退所を促され、親戚宅に避難。	-
低下による体力の低下。	④介護施設で、停電のため透析を受けられなかった。	
低下による体力の低下。	⑤停電でたん吸引の機械が使えない。	
佐 Fic 本の体力の 佐 F	H	
(の) 本波にのまれ体調不良に。 (価事物による自由と生物)	は下してもの本づります	
「御事災による各担ノ年齢」	(多津波にのまれ体調不良に。	
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	⑩震災による負担と年齢。	

- (備考) 1. ここに掲げた内容は、死亡に至る経過として、あったと、市町村等に報告がなされた 事例であり、個別の事例における因果関係を特定したものではない。 2. 括弧内の数値については、原因区分別件数の全体(1,950件)に占める各事項の割合。

災害関連死の事例収集について (今和元年5月24日 衆議院災害対策特別委員会)

〇森山(浩)委員

(略) さて、ということで、定義が定まってきたわけなんですけれど も、それでは、国で、過去の災害関連死の事例というものは収集をされ ておりますか。

〇海堀政府参考人

復興庁において、東日本大震災の震災関連死について、市町村から 報告を受けたものの原因等を整理したことはあると伺っておりますが、 全国的に災害関連死の事例収集を行ったことはありません。

〇森山(浩)委員

大臣、お聞きになりましたか。市町村による災害関連死の認定が適切 に行われるように、過去の災害も含めた事例収集、それからそれを公表 するということ、これが大変重要だというふうに思います。

四月十一日の衆議院災害対策特別委員会では、過去の災害の事例収集 等については政府からの言及はありませんでしたけれども、改めてこの 点について、今後、政府としてどのように取り組むのか、大臣にお伺い をしたいと思います。

災害関連死の事例収集について (令和元年5月24日 衆議院災害対策特別委員会)

〇山本国務大臣

災害時において避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らす、そのために、政府全体として、避難所の生活環境 の改善に取り組んできたところでございます。

災害関連死を減らすためにも、まずはその数を把握することが重要であるというふうに考えられることから、先日、災害関連死の定義を定め、関係省庁と共有するとともに、自治体に周知をしたところでもございます。

お尋ねの<u>災害関連死の事例収集については、東日本大震災や熊本地</u> <u>震等の過去の災害関連死の認定例、判例等を収集、分析し、整理した</u> 上で公表したいというふうに考えております。

〇森山(浩)委員

ありがとうございます。

過去の災害関連死の事例につきまして、収集をした上で公表したい ということで、初めて政府から答弁をいただきました。大臣、ありが とうございます。